

○津山工業高等専門学校運営会議規程

平成 18 年 2 月 28 日
規 程 第 16 号

改正 平成 21 年 4 月 28 日規程第 11 号 平成 21 年 8 月 25 日規程第 17 号
平成 22 年 4 月 27 日規程第 12 号 平成 29 年 3 月 21 日規程第 13 号
令和 2 年 2 月 26 日規程第 9 号

(目的)

第 1 条 津山工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、本校の管理運営等に関する事項について審議し、校務の円滑な運営を図るため、津山工業高等専門学校運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 運営会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 管理運営に関する重要事項
- (2) 学生の教育・生活に関する基本的事項
- (3) 教育改善に関する事項
- (4) 研究推進に関する事項
- (5) 情報化に関する事項
- (6) 情報公開に関する事項
- (7) 国際交流に関する事項
- (8) 施設整備に関する事項
- (9) 自己点検及び評価に関する事項
- (10) 法人評価に関する事項
- (11) 広報に関する事項
- (12) その他校長が必要と認めた事項

(組織)

第 3 条 運営会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 副校長（第 3 号に掲げる者を除く。）
- (3) 教務主事，学生主事及び寮務主事
- (4) 専攻科長
- (5) 系長

- (6) 学科長
- (7) 教養教育推進室長
- (8) 図書館長
- (9) 総合情報センター長
- (10) 地域共同テクノセンター長
- (11) 国際交流センター長
- (12) 教育システム点検委員会委員長
- (13) 事務部長
(議長)

第4条 運営会議に議長を置き、校長をもって充てる。

2 議長は、運営会議を招集する。

3 議長に事故があるときは、教務主事はその職務を代行する。

(ワーキンググループ)

第5条 運営会議の所掌事項を具体的に審議するため、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(意見聴取)

第6条 議長が必要と認めたときは、構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 運営会議に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月28日規程第11号)

この規程は、平成21年4月28日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年8月25日規程第17号)

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月27日規程第12号)

この規程は、平成22年4月27日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年3月21日規程第13号)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 2 月 26 日規程第 9 号）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。